

## 船橋市空家等対策検討連絡会設置要綱

### (設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に基づき、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、船橋市空家等対策検討連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法の例による。

### (所掌事務)

第3条 連絡会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 空家等対策計画の実施及び評価に関すること。
- (3) その他空家等に関する施策に係る必要な事項の調整に関すること。

### (組織等)

第4条 連絡会は、別表に掲げる所属の長をもって組織する。

- 2 連絡会の会議は、市民安全推進課長が招集し、議長となり、議事を整理する。
- 3 連絡会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聴くことができる。

### (担当者会議)

第5条 連絡会に、担当者会議を置く。

- 2 担当者会議は、別表に掲げる所属の長が指名した者をもって組織する。
- 3 担当者会議は、市民安全推進課長が会議を招集し、指名された者が議長となり議事を整理する。
- 4 担当者会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 連絡会の庶務は、市民生活部市民安全推進課が行う。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

## 附 則

この要綱は、平成24年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月2日から施行する。

## 別表

危機管理課	市民の声を聞く課	資産税課	市民安全推進課	福祉政策課
衛生指導課	クリーン推進課	環境保全課	道路維持課	建築指導課
住宅政策課	消防局予防課			